



### “高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり”

#### ～地域包括ケアシステムの実現～

少子高齢化・人口減少がさらに進展する中、団塊ジュニア世代が高齢者に移行し、日本の高齢者人口がピークに達する令和22年(2040年)に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能とすべく、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の取組を積極的に推進していきます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らし続けられる地域づくりを推進するため、以下4つの主要項目を大きな柱として施策を進めていきます。

● 高齢福祉課地域包括ケア推進係 ☎ 03-5803-1843

### 1 地域でともに支え合うしくみを充実させます

- 区民が、日常の多様な活動を通じて自分らしく活躍しながら、地域における高齢者の日常生活をサポートする地域コミュニティを育成していくとともに、ボランティア、NPO、地域団体等の多様な主体による地域づくりの取組を効果的に展開できるよう支援していきます。
- 医療と介護を必要とする高齢者や認知症の方を地域で支えるため、看取りまでを見据え、切れ目のない在宅医療と介護の連携の取組を推進していきます。
- 複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、多機関協働による包括的な支援体制を構築するとともに、高齢者の尊厳ある暮らしが確保されるよう、権利擁護を推進する関係機関との連携を図っていきます。

### 2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援に取り組んでいきます

- 居宅サービスの確保とともに、地域の支援拠点となる(看護)小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム等のサービス基盤整備を推進していきます。
- 介護サービスを支える人材について、その創出に取り組むとともに、人材の確保・定着に向けた事業者等への支援を包括的に行っていきます。
- 安心して暮らせる住まいの確保と住まい方の支援を不動産関係団体や居住支援団体と連携して推進するとともに、高齢者のための施設を整備していきます。

### 3 健康で豊かな暮らしを実現します

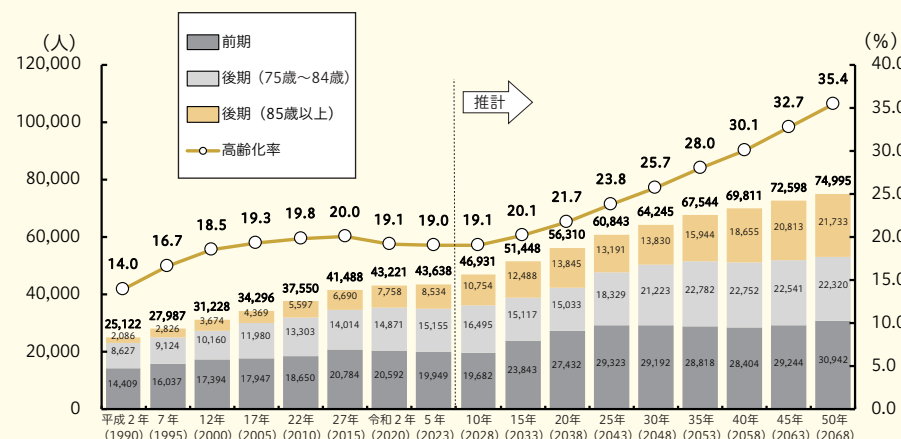
- 高齢者ができるだけ長く健康な状態を維持・増進し、健康寿命の延伸につながるための取組を推進していきます。
- 介護等が必要になる状態を予防するとともに、そのような状態になっても軽減又は悪化の防止を図ることで、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、フレイル予防・介護予防の取組を推進していきます。
- 生涯学習や趣味の活動等を通じて生きがいを見つけ、様々な形で地域とのつながりを深める仕組みづくりを推進していきます。

### 4 いざというときのための体制を整えます

- 高齢者緊急連絡カードの普及を図るとともに、災害時に自力で避難することが困難な高齢者等(避難行動要支援者)の安否確認や避難誘導等を迅速かつ的確に行えるよう、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察署、消防署等の関係機関との相互連携を図るとともに、より実効性のある体制づくりを構築していきます。
- 避難所での生活が著しく困難な高齢者が安心して避難できる福祉避難所を拡充するとともに、避難者への対応や備蓄物資の充実等、福祉避難所の環境整備を図っていきます。
- 介護サービスを提供する事業者が災害時や感染症の拡大時等にも通所者、入所者及び利用者の安全を確保し、かつ、そのサービスを継続して提供できるよう関係機関と連携して支援していきます。

## 文京区の高齢者は年々増加することが見込まれます

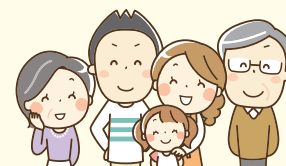
【図表】 高齢者人口の推移と推計



文京区では令和5(2023)年1月1日現在、区民の約5人に1人が高齢者となっています。

本区の人口が減り始める令和20(2038)年以降は急速に高齢化率が高くなり、令和30(2048)年には25.7%、区民の約4人に1人が、令和45(2063)年には32.7%、区民の約3人に1人が高齢者になると見込んでいます。

今後、要介護・要支援認定を受ける後期高齢者の増加に伴い、介護給付費も増加すると見込んでいます。



# 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組

高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能と  
していくため、区と社会福祉協議会が緊密に連携し、一体となって地域活動を支援していきます。

区民の皆さんとともに、地域包括ケアシステムの実現に向けた地域づくりを進めていくため、本区  
では3つのメッセージ「(何かを) はじめる」、「(誰かと) つながる」、「(地域で) みまもる」  
を発信しながら、次の重点的取組を推進していきます。



## 重点的取組事項

### 重点1 フレイル予防・介護予防の取組の推進

- フレイル予防・介護予防の普及啓発等
- 高齢者等の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合い
- 医療専門職等の関与による効果的な取組の推進

### 重点2 地域での支え合い体制づくりの推進

- 社会的役割を担うことによる高齢者の生きがいづくり
- 住民主体の通いの場等の拡充
- 地域ケア会議の推進

### 重点3 認知症施策の推進

- 認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発
- 切れ目なく適切な支援につなげる仕組みづくり
- 認知症の本人や家族を支える地域のネットワークづくり
- 地域密着型サービス（認知症高齢者グループホーム）の整備

### 重点4 在宅医療・介護連携の推進

- 看取りまでを見据えた在宅医療・介護の充実
- 在宅ケアに関する地域の拠点の整備
- 医療・介護関係者間の連携・情報共有の支援

### 重点5 高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の機能強化

- 適切な人員体制の確保
- 高齢者あんしん相談センターと区との連携強化
- 他の相談支援機関との連携強化

### 重点6 高齢者の居住安定に係る支援の推進

- 既存の住宅ストックを活用した高齢者の住まいの確保
- 文京区居住支援協議会の運営
- 公営住宅の管理運営

高齢になっても、いつまでも住み慣れた地域で自立した暮らしができるよう、区民の皆さんを始め各関係機関が「支え手」「受け手」という関係を越えて、相互にその機能を補完し、協力しながら文京区全域で支え合える地域づくりを進めていきます。

区民の皆さん一人ひとりが、自分のために、家族のために、誰かのために、できることを探して何かをはじめてみましょう。

何かをはじめることで、誰かとつながり、誰かとつながることで地域とつながり、文京区全域で高齢者を穏やかに見守りながら、人生100年時代にふさわしい人生が送れるよう、安心して暮らせる地域づくりをともに進めていきましょう。



## 令和6年 介護保険制度の主な改正点

- 介護保険料を改定します（4面をご覧ください）
- 介護報酬が改定されます

介護報酬の改定（全体でプラス1.59%増（うち、介護職員の処遇改善分として0.98%増、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として0.61%増（介護職員の処遇改善分は令和6年6月施行のため、平均1.54%増））により介護保険サービス・介護予防サービスの利用料金が変更になります。

また、サービスの内容や事業所の職員配置体制等により、利用料金の各種加算が設けられます。加算の内容は、事業所ごとに異なりますので、ご利用の事業所またはケアマネジャーへご確認ください。



### 「高齢者・介護保険事業計画」をご覧ください

計画の詳しい内容は、行政情報センター（シビックセンター2階）、図書館、区ホームページ等でご覧になれます。概要版は介護保険課、高齢者あんしん相談センター等で配布します。

行政情報センターで頒布します

▶ 「高齢者・介護保険事業計画」(1,650円)

区HPには、[右記二次元コード](#)からアクセスできます▶



## 第9期介護基盤整備計画

第9期計画期間の介護保険サービスの基盤整備は、令和22年度までの中・長期的な視点で今後の高齢者人口の推移や区民ニーズを踏まえ施設サービスの整備を進めるとともに、医療や介護が必要となった場合でも高齢者が在宅で安心して暮らせるよう24時間在宅ケアが提供できる地域を目指し、その拠点となる地域密着型サービスを整備していきます。

### 地域密着型サービスの整備

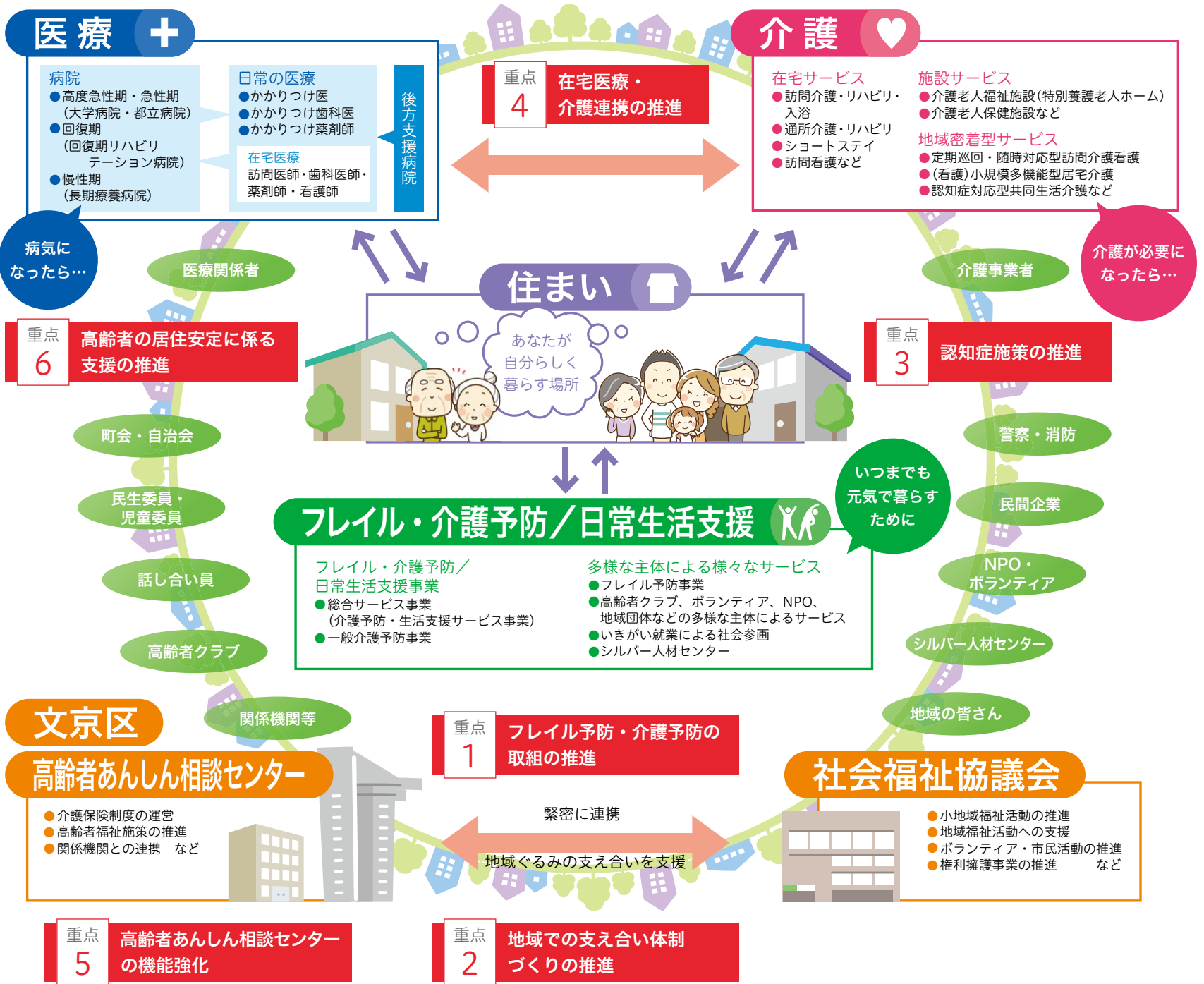
事業種別	施設整備数(定員)
小規模多機能型居宅介護 ※1	1 (29)
認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	1 (18)

※1 通いを中心に、利用者の状況や選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせた多機能なサービス



# 高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちへ

～文京区が描く「地域包括ケアシステム」のイメージ図～



## 各種相談窓口のご案内

### 高齢者に関する相談窓口

#### ■ 高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）

高齢者あんしん相談センターは、区が設置する高齢者総合相談窓口です。保健師・看護師・社会福祉士・主任ケアマネジャーの専門職員が相談に応じます。

日常生活圏域	問合せ先	所在地	電話
富坂	高齢者あんしん相談センター富坂	白山5-16-3	03-3942-8128
	高齢者あんしん相談センター富坂分室	小石川2-18-18	03-5805-5032
大塚	高齢者あんしん相談センター大塚	大塚4-50-1	03-3941-9678
	高齢者あんしん相談センター大塚分室	音羽1-15-12	03-6304-1093
本富士	高齢者あんしん相談センター本富士	本郷2-40-11	03-3811-8088
	高齢者あんしん相談センター本富士分室	西片2-19-15	03-3813-7888
駒込	高齢者あんしん相談センター駒込	千駄木5-19-2	03-3827-5422
	高齢者あんしん相談センター駒込分室	本駒込2-28-10	03-6912-1461

- 高齢者あんしん相談センター（分室を除く）の開設時間は、月～金曜＝9：00～19：00、土・日曜、祝日、12/29～1/3＝9：00～17：30です。
- 分室の開設時間は、月～土曜＝9：00～17：30です。日曜、祝日、12/29～1/3はお休みです。

#### ■ 区の相談窓口

高齢者福祉に関する相談窓口として、高齢者の様々な相談を受け、各種サービス等の説明・案内等を行います。

- 高齢福祉課高齢者相談係 ☎03-5803-1382

### 介護サービスに関するお問い合わせ先

- 相談・苦情に関すること
- 介護保険課介護保険相談係 ☎03-5803-1383
- 申請・調査に関すること
- 介護保険課認定調査係 ☎03-5803-1377
- 認定審査に関すること
- 介護保険課認定審査係 ☎03-5803-1378
- 被保険者の資格の得失・保険料に関すること
- 介護保険課資格保険料係 ☎03-5803-1379
- 介護給付・介護予防給付・総合サービス事業給付に関すること
- 介護保険課給付係 ☎03-5803-1388
- 事業者の指導・指定に関すること
- 介護保険課事業指導係 ☎03-5803-1204
- 事業計画に関すること
- 介護保険課介護保険管理係 ☎03-5803-1389

#### ■ 東京都国民健康保険団体連合会

介護サービスの苦情に対応する専門機関です。受け付けた苦情について調査し、必要に応じて事業者を指導します。

- 介護相談窓口 ☎03-6238-0177

介護サービスの利用については、介護サービス事業者と施設や介護支援専門員（ケアマネジャー）も、利用者や家族からの相談に対応します。

## 65歳以上の方の介護保険料をお知らせします

第9期（令和6～8年度）における65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、介護給付費と地域支援事業費の見込額及び第1号被保険者の負担割合等を基に算定しました。

### 介護保険の財源構成

介護保険の財源は、国・都・区で負担する公費（50％）と、40歳以上の被保険者が負担する保険料（50％）で構成されています。

このうち、第1号被保険者の負担割合は、第8期と同様23％、第2号被保険者は27％となります。

### 介護保険事業費の増加

第9期における介護保険事業費は、第8期に比べて約1.1倍増の、約533億円となる見込みです。

そのうち、介護給付費は約508億円、地域支援事業費は約25億円を見込んでいます。

		介護保険事業費		
		介護給付費（円）	地域支援事業費（円）	
第8期	実績	3年度	142億8千万	7億1千万
		4年度	146億0千万	7億4千万
		5年度	153億9千万	7億8千万
		計	442億7千万	22億3千万
第9期	推計	6年度	164億2千万	8億2千万
		7年度	169億3千万	8億2千万
		8年度	174億4千万	8億2千万
		計	508億0千万	24億6千万

※表 単位未満を四捨五入しているため、それらを足した数値と、計の数値が一致しない場合がある。

### 第1号被保険者の介護保険料基準額

第1号被保険者の保険料の総額は、第9期の3年間で131億8千万円と見込まれ、1人当たりの介護保険料基準額は月額で6,107円となりました。

なお、介護給付費準備基金を活用することにより、保険料の低減を行っています。

### 第1号被保険者の所得段階別の保険料（令和6～8年度）

第9期の介護保険料の段階数は、国の所得区分による多段階化により、第8期の15段階から変更して、20段階とします。

第9期（令和6～8年度）

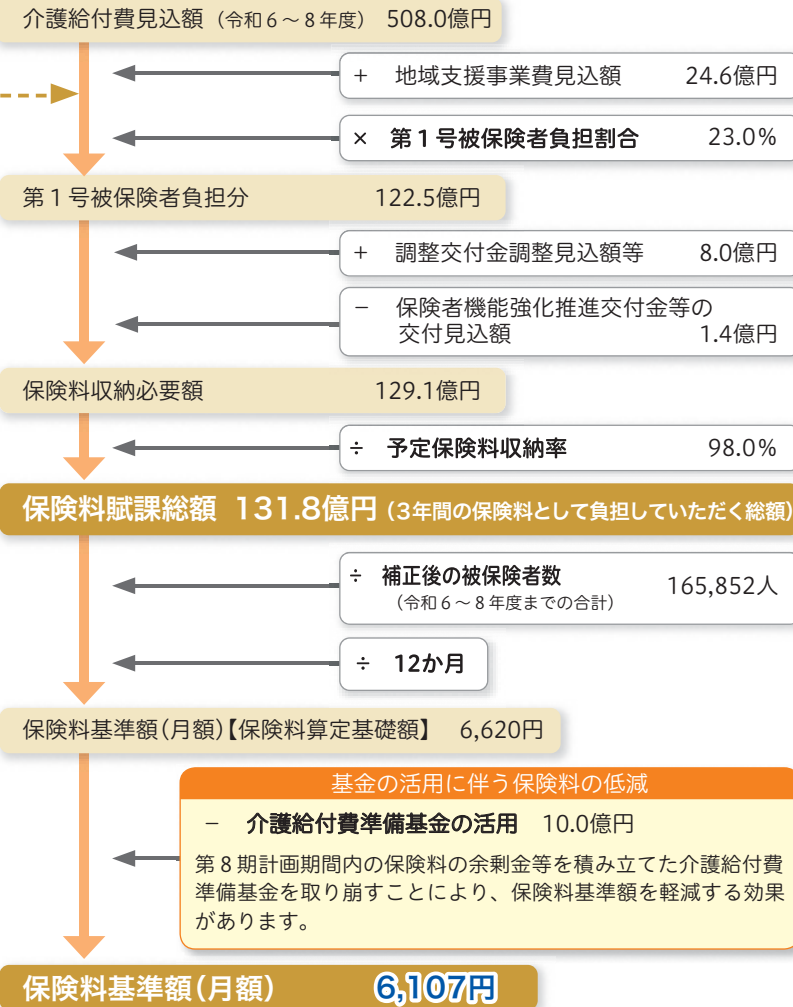
所得段階	対象者	基準額に対する割合	第8期との差額	
			年額保険料 (月額保険料)	第8期との差額
第1段階	生活保護の受給者 世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金の受給者 世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.285	20,900円	▲800円
			(1,700円)	(▲100円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税	0.43	31,600円	▲900円
			(2,600円)	(▲100円)
第3段階	本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる	0.685	50,300円	▲300円
			(4,100円)	(▲100円)
第4段階	本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる	0.85	62,400円	1,000円
			(5,200円)	(100円)
第5段階 (基準額)	本人の合計所得金額と	1.00	73,300円	1,100円
			(6,100円)	(100円)
第6段階	本人の合計所得金額	本人の合計所得金額	84,300円	1,200円
			(7,000円)	(100円)
第7段階			91,700円	1,400円
			(7,600円)	(100円)
第8段階			102,700円	1,600円
			(8,500円)	(100円)
第9段階			124,700円	5,500円
			(10,300円)	(400円)
第10段階			132,000円	2,000円
			(11,000円)	(200円)
第11段階			139,300円	9,300円
			(11,600円)	(800円)
第12段階			154,000円	2,300円
			(12,800円)	(200円)
第13段階			168,600円	16,900円
			(14,000円)	(1,400円)
第14段階			176,000円	24,300円
			(14,600円)	(2,000円)
第15段階			187,000円	6,400円
			(15,500円)	(500円)
第16段階	209,000円	6,700円		
	(17,400円)	(600円)		
第17段階	227,300円	25,000円		
	(18,900円)	(2,100円)		
第18段階	241,900円	10,700円		
	(20,100円)	(900円)		
第19段階	263,900円	11,100円		
	(21,900円)	(900円)		
第20段階	285,900円	33,100円		
	(23,800円)	(2,800円)		

※月額保険料（保険料算定基礎額に基準額に対する割合（保険料率）を乗じたもの）は、目安として百円単位で表示

※第1段階から第3段階までの基準額に対する割合については、保険料軽減実施後の割合（本来の割合）第1段階…0.455 第2段階…0.63 第3段階…0.69

※第9・10段階及び第14・15段階については、第10期計画期間以降、国による基準額に対する割合の見直しに応じて、統合を予定している

### 第1号被保険者保険料の算定手順



参考 第8期（令和3～5年度）

所得段階	対象者	基準額に対する割合	第8期との差額	
			年額保険料 (月額保険料)	第8期との差額
第1段階	生活保護の受給者 世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金の受給者 世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.30	21,700円	
			(1,800円)	
第2段階	世帯全員が住民税非課税	0.45	32,500円	
			(2,700円)	
第3段階	本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる	0.70	50,600円	
			(4,200円)	
第4段階	本人の合計所得金額と	0.85	61,400円	
			(5,100円)	
第5段階 (基準額)	本人の合計所得金額	1.00	72,200円	
			(6,000円)	
第6段階	本人の合計所得金額	本人の合計所得金額	83,100円	
			(6,900円)	
第7段階			90,300円	
			(7,500円)	
第8段階			101,100円	
			(8,400円)	
第9段階			119,200円	
			(9,900円)	
第10段階			130,000円	
			(10,800円)	
第11段階			151,700円	
			(12,600円)	
第12段階			180,600円	
			(15,000円)	
第13段階			202,300円	
			(16,800円)	
第14段階			231,200円	
			(19,200円)	
第15段階			252,800円	
			(21,000円)	

● 介護保険課介護保険管理係 ☎ 03-5803-1389  
● 介護保険課資格保険料係 ☎ 03-5803-1379